写

医政発第０３２６００２号
平成２０年３月２６日

各都道府県知事　　殿

厚生労働省医政局長

「医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

「医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令」（平成１４年厚生労働省令第１５８号）の施行については、「医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成１５年６月１２日付け医政発第０６１２００４号。以下「施行通知」という。）により通知しているところであるが、今般、別添のとおり施行通知の一部を改正し、平成２０年４月１日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

別添　「医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

C新	旧
第２　臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準	第２　臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準
１～３　（略）	１～３　（略）
４　臨床研修病院の指定の申請	４　臨床研修病院の指定の申請
(1) 単独型臨床研修病院の指定の申請	(1) 単独型臨床研修病院の指定の申請
ア　単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	ア　単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に単独型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、他の病院とともに臨床研修病院群を構成しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
(2) 管理型臨床研修病院の指定の申請	(2) 管理型臨床研修病院の指定の申請
ア　管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	ア　管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
(3) 協力型臨床研修病院の指定の申請	(3) 協力型臨床研修病院の指定の申請
協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を、管理型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（様式１）を、管理型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に協力型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。

5　臨床研修病院の指定の基準 (1) 単独型臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。 ア　臨床研修省令第２条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。 (ア)・(イ)　(略) (ウ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。 ①研修期間は、原則として合計２年以上とすること。 ②　(略) ③　原則として、当初の１２月は基本研修科目を研修すること。また、内科においては６月、外科及び救急部門においてそれぞれ３月以上研修を行うことが望ましいこと。ただし、当初の１２月のうち、３月以内に限り必修科目を研修することも可とする。 ④～⑧　(略) ⑨　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計３月以内とすること。ただし、地域医療に対する配慮から、へき地・離島診療所等における研修期間についてはこの限りでない。 イ　(略) ウ　臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。 「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうものであること。	5　臨床研修病院の指定の基準 (1) 単独型臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、単独型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。 ア　臨床研修省令第２条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。 (ア)・(イ)　(略) (ウ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。 ①研修期間は、原則として合計２年とすること。 ②　(略) ③　原則として、当初の１２月は基本研修科目を研修すること。また、内科においては、６月以上研修を行うことが望ましいこと。 ④～⑧　(略) ⑨　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計３月以内とすること。 イ　(略) ウ　臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院と臨床研修協力施設の診療科とを合わせて、必要な診療科を置いていること。 「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうもの

	であること。
エ　救急医療を提供していること。 「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。	エ　救急医療を提供していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、救急医療を提供していること。 「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導体制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。
オ　臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院と臨床研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。 「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。例えば、救急部門を研修する病院にあっては救急患者の取扱件数が年間５，０００件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数１００人（外科にあっては研修医１人あたり５０人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間３５０件又は研修医１人あたり１０件以上が望ましい。	オ　臨床研修を行うために必要な症例があること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院と臨床研修協力施設の症例とを合わせて、必要な症例があること。 「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。
カ　臨床病理検討会（ＣＰＣ）を適切に開催していること。	カ　臨床病理検討会（ＣＰＣ）を適切に開催していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、臨床病理検討会（ＣＰＣ）が適切に開催されていること。
キ～ソ　（略）	キ～ソ　（略）
タ　将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。	タ　将来、財団法人日本医療機能評価機構による評価等第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。
チ　医療法第３０条の１２に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。	

(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。 なお、アからソまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。	(2) 管理型臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。 なお、アからソまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。
ア・イ　(略)	ア・イ　(略)
ウ　当該病院と協力型臨床研修病院の診療科とを合わせて、臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。	ウ　当該病院と協力型臨床研修病院の診療科とを合わせて、臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院と臨床研修協力施設の診療科とを合わせて、必要な診療科を置いていること。
エ　当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、救急医療を提供していること。	エ　当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、救急医療を提供していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、救急医療を提供していること。
オ　(略)	オ　(略)
カ　当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、臨床病理検討会（ＣＰＣ）を適切に開催していること。	カ　当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかが、臨床病理検討会（ＣＰＣ）を適切に開催していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院又は臨床研修協力施設のいずれかにおいて、臨床病理検討会（ＣＰＣ）が適切に開催されていること。
キ～チ　(略)	キ～チ　(略)
ツ　将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。	ツ　将来、財団法人日本医療機能評価機構による評価等第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。
テ　医療法第３０条の１２に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。	
(3) ～ (5)　(略)	(3)～(5)　(略)

6　研修管理委員会等の要件	6　研修管理委員会等の要件
臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。	臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間（原則として２年間）内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) プログラム責任者	(3) プログラム責任者
ア　プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。	ア　プログラム責任者は、臨床研修を行う病院（臨床研修協力施設を除く。）の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。
(ｱ)・(ｲ)　（略）	(ｱ)・(ｲ)　（略）
(ｳ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。	(ｳ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。
イ　（略）	イ　（略）
(4) 指導医等	(4) 指導医等
ア　指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。	ア　指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。	(ｲ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
7　臨床研修病院指定証の交付	7　臨床研修病院指定証及び臨床研修協力施設証の交付
厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付するものとする。	厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付し、また、当該臨床研修病院が臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行うときには、当該臨床研修協力施設に対して臨床研修協力施設証を交付するものとすること。
なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。	なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生

	局健康福祉部医事課あてに送付すること。
8　臨床研修病院の変更の届出	8　臨床研修病院の変更の届出
(1)　単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の変更の届出	(1)　単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の変更の届出
ア　単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して１月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式７）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。	ア　単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して１月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式７）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
(ｱ)～(ｴ)　（略）	(ｱ)～(ｴ)　（略）
	(ｵ)　病床の種別ごとの病床数
	(ｶ)　研修管理委員会の構成員
(ｵ)　プログラム責任者	(ｷ)　プログラム責任者
(ｶ)　指導医及びその担当分野	(ｸ)　指導医及びその担当分野
(ｷ)　研修医の処遇に関する事項	(ｹ)　研修医の処遇に関する事項
(ｸ)　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項	(ｺ)　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項
①～⑤　（略）	①～⑤　（略）
⑥　臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名	⑥　臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項
	（ｉ）診療科名
	（ii）病床の種別ごとの病床数
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
(2)　協力型臨床研修病院の変更の届出	(2)　協力型臨床研修病院の変更の届出
協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して１月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式７）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。	協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して１月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式７）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
	オ　病床の種別ごとの病床数
オ　プログラム責任者	カ　プログラム責任者

カ　指導医及びその担当分野	キ　指導医及びその担当分野
キ　研修医の処遇に関する事項	ク　研修医の処遇に関する事項
9　研修プログラムの変更又は新設の届出	9　研修プログラムの変更又は新設の届出
(1) 研修プログラムの変更	(1) 研修プログラムの変更
研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。	研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。
ア～ウ　(略)	ア～ウ　(略)
エ　臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院	エ　臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院又は施設
オ　研修医の募集定員	
(2) 単独型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出	(2) 単独型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出
ア　単独型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、研修プログラム変更・新設届出書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	ア　単独型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて、研修プログラム変更・新設届出書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。
(ア)・(イ)　(略)	(ア)・(イ)　(略)
	(ウ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表（様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（様式５）
イ　(略)	イ　(略)
(3) 管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出	(3) 管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出
ア　管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。	ア　管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。
(ア)～(ウ)　(略)	(ア)～(ウ)　(略)
	(エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研

	修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表（様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（様式５）
イ　（略）	イ　（略）
(4)～(6)　（略）	(4)～(6)　（略）
10～11　（略）	10～11　（略）
12　臨床研修病院の年次報告	12　臨床研修病院の年次報告
(1) 単独型臨床研修病院の年次報告	(1) 単独型臨床研修病院の年次報告
ア　単独型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式９）を添付すること。	ア　単独型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（様式８）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式９）を添付すること。
イ　（略）	イ　（略）
(2) 管理型臨床研修病院の年次報告	(2) 管理型臨床研修病院の年次報告
ア　管理型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式９）を添付すること。	ア　管理型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（様式８）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式９）を添付すること。
イ　（略）	イ　（略）
(3)　（略）	(3)　（略）
13　（略）	13　（略）
14　臨床研修病院の指定の取消し	14 臨床研修病院の指定の取消し
厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第１６条の２第２項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。	(1) 厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第１６条の２第２項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
オ　２年以上研修医の受入がないとき。	
カ　協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。	

	(2) 臨床研修病院群を構成する臨床研修病院の指定の取消し ア 厚生労働大臣は、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成に変化がある場合には、当該臨床研修病院群に係るすべての臨床研修病院の指定を同時に取り消すものとすること。この場合において、関係する臨床研修病院の開設者は、15 の手続に従い、臨床研修病院の指定の取消しの申請を行わなければならないこと。 イ 臨床研修病院の指定を同時に取り消された病院が、再度、同様の臨床研修病院群を構成するものとして臨床研修病院の指定の申請を行う場合には、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書（様式1）及び添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書（様式1）及び添付書類を管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。この場合において、管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書等と、協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院に関する指定申請書等とを、一括して当該管理型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付しなければならないこと。
15 ～17 （略） 18 臨床研修の修了 (1) 臨床研修の修了基準 ア 研修実施期間の評価 管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。 (ｱ) （略） (ｲ) 必要履修期間等についての基準 研修期間を通じた休止期間の上限は９０日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。 各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内	15 ～ 17 （略） 18 臨床研修の修了 (1) 臨床研修の修了基準 ア 研修実施期間の評価 管理者は、研修医が研修期間（原則として２年間）の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。 (ｱ) （略） (ｲ) 必要履修期間等についての基準 研修期間（原則として２年間）を通じた休止期間の上限は９０日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。 各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内

に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。 (ｳ)・(ｴ)　(略) イ・ウ　(略) (2)・(3)　(略) 19～22　(略) 第３　当面の取扱い １　趣旨 新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは、都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。なお、２～４については、平成２１年３月３１日をもって廃止とするが、３については、個別に臨床研修の実施状況を把握の上、検討を行うものであること。 ２　受け入れる研修医の数について 受け入れる研修医の数については、第２の５(1)ス(ｱ)にかかわらず、おおむね、病床数を８で除した数を超えない範囲とすること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、１年次及び２年次の研修医の数を合計したものであること。 ３　医師数について 改正省令により、第２の５(1)イ、(2)イ及び(3)イは適用しないものとしたこと。 ４　指導医について 指導医の臨床経験については、第２の６(4)アにかかわらず、５年以上とすること。 ５　臨床研修病院の新規指定及びプログラム変更の取り扱いについて 原則として、当分の間、臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員は行わないこととする。 第４　(略)	に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。 (ｳ)・(ｴ)　(略) イ・ウ　(略) (2)・(3)　(略) 19～22　(略) 第３　当面の取扱い １　趣旨 新たな医師臨床研修制度の実施に向けての体制整備に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性や、あるいは、都市部において研修を受ける研修医数が増加し、地方に定着する医師数の減少を惹起する可能性など地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は、臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。 ２　受け入れる研修医の数について 受け入れる研修医の数については、第２の５(1)ス(ｱ)にかかわらず、おおむね、病床数を８で除した数を超えない範囲とすること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、１年次及び２年次の研修医の数を合計したものであること。 ３　医師数について 改正省令により、第２の５(1)イ、(2)イ及び(3)イは適用しないものとしたこと。 ４　指導医について 指導医の臨床経験については、第２の６(4)アにかかわらず、５年以上とすること。 ５　今後の取扱い ２から４までの取扱いについては、臨床研修の実施状況を把握の上、再検討を行うものであること。 第４　(略)

写

医政発第０３２６００３号
平成２０年３月２６日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成１５年７月２８日付け医政発第０７２８００１号。以下「特例通知」という。）により、各都道府県知事あてに通知しているところであるが、今般、別添のとおり特例通知の一部を改正し、平成２０年４月１日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

別添　「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第２　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請
１　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請
(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。
(2)～(4)　(略)
２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請
(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式１）を、管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。
(2)～(5)　(略)
第３　(略)
第４　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出
１　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出
(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（クに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式７）をもって、また、クに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式４）をもって、その日から起算して１月以内に、その旨を</td><td>第２　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請
１　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請
(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式１）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。
(2) ～(4)　(略)
２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請
(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の６月３０日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式１）を、管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。なお、既に協力型臨床研修病院の指定を受けている病院であっても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに協力型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。
(2) ～ (5)　(略)
第３　(略)
第４　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出
１　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出
(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（ヨに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式７）をもって、また、ヨに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式４）をもって、その日から起算して１月以内に、その旨を</td></tr>
</table>

厚生労働大臣に届け出なければならないこと。	厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
	オ　病床の種別ごとの病床数
	カ　研修管理委員会の構成員
オ　プログラム責任者	キ　プログラム責任者
カ　指導医及びその担当分野	ク　指導医及びその担当分野
キ　研修医の処遇に関する事項	ケ　研修医の処遇に関する事項
ク　協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項	コ　協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項
(ア)～(エ)　（略）	(ア)～(エ)　（略）
	(オ)　病床の種別ごとの病床数
(オ)　プログラム責任者	(カ)　プログラム責任者
(カ)　研修医の処遇に関する事項	(キ)　研修医の処遇に関する事項
ケ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項	サ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項
(ア)～(オ)　（略）	(ア)～(オ)　（略）
(カ)　臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名	(カ)　臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 ①　診療科名 ②　病床の種別ごとの病床数
(2)　協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)クに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。	(2)　協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。
(3)～(4)　（略）	(3)～(4)　（略）
2　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出	2　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出
(1)　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからキまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、クからコまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出	(1)　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからクまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、ケからサまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出

なければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式４）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、ケに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式４）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。	なければならないこと。ただし、ケ又はサに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式４）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、コに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式４）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。
また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。	また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。
さらに、協力型臨床研修病院においては、アからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。	さらに、協力型臨床研修病院においては、アからクまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
	オ　病床の種別ごとの病床数
オ　プログラム責任者	カ　プログラム責任者
カ　指導医及びその担当分野	キ　指導医及びその担当分野
キ　研修医の処遇に関する事項	ク　研修医の処遇に関する事項
ク　管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項	ケ　管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項
(ｱ)　～(ｴ)　（略）	(ｱ)　～(ｴ)　（略）
	(ｵ)　病床の種別ごとの病床数
	(ｶ)　研修管理委員会の構成員
(ｵ)　プログラム責任者	(ｷ)　プログラム責任者
(ｶ)　研修医の処遇に関する事項	(ｸ)　研修医の処遇に関する事項
ケ　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項	コ　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項
(ｱ)　～(ｴ)　（略）	(ｱ)　～(ｴ)　（略）
	(ｵ)　病床の種別ごとの病床数
(ｵ)　プログラム責任者	(ｶ)　プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項	(キ) 研修医の処遇に関する事項
コ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 (ア) ～(オ)　(略) (カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名	サ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 (ア) ～(オ)　(略) (カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 ① 診療科名 ② 病床の種別ごとの病床数
(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式４）を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。	(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケ又はサに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式４）を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。
(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式４）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。	(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式４）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)コに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。
(4)　(略)	(4)　(略)
第５　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出	第５　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出
1　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出	1　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出
(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 ア　(略) イ　(略)	(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式８）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 ア　(略) イ　(略)

ウ　（略） エ　（略） オ　（略）	ウ　（略） エ　（略） オ　（略） カ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式５）
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出	２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出
(1)　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式８）を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。 ア　（略） イ　（略） ウ　（略） エ　（略） オ　（略）	(1)　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式８）を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。 ア　（略） イ　（略） ウ　（略） エ　（略） オ　（略） カ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式５）
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
３～４　（略）	３・４　（略）

第６　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告 １　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の年次報告 (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式８）に、協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式５）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付すること。 (2)・(3)　（略） ２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告 (1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式８）に、管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式５）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付すること。 (2)～(4)　（略） 第７・第８　（略）	第６　大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告 １　協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の年次報告 (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式８）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式５）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付すること。 (2)・(3)　（略） ２　管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告 (1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年４月３０日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式８）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム並びに管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式５）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付すること。 (2)～(4)　（略） 第７・第８　（略）

写

医政発第０３２６００４号
平成２０年３月２６日

各国公私立医科大学（医学部）附属病院長　殿

厚生労働省医政局長

「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」
の一部改正について

臨床研修を行う大学病院においては、「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成１５年７月２８日付け医政発第０７２８００２号。以下「依頼通知」という。）により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり依頼通知の一部を改正し、平成２０年４月１日より適用することとしたので、よろしくお願いしたい。

別添　「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
第３　臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 １　管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。 ア～エ　（略） オ　プログラム責任者 カ　研修医の処遇に関する事項 (2)（略） ２　協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア～エ　（略） オ　プログラム責任者 カ　研修医の処遇に関する事項	第３　臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 １　管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。 ア～エ　（略） オ　病床の種別ごとの病床数 カ　プログラム責任者 キ　研修医の処遇に関する事項 (2)（略） ２　協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供 (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア～エ　（略） オ　病床の種別ごとの病床数 カ　研修管理委員会の構成員 キ　プログラム責任者 ク　研修医の処遇に関する事項

キ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 (ア)～(オ)　(略)	ケ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 (ア)～(オ)　(略)
(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名	(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 ①　診療科名 ②　病床の種別ごとの病床数
(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。 ア～エ　(略)	(2) 協力型臨床研修病院（管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。 ア～エ　(略)
オ　プログラム責任者 カ　研修医の処遇に関する事項 (3)　(略) 第４・第５　(略) 第６　単独型相当大学病院からの情報提供 1　(略) 2　単独型相当大学病院からの変更の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、そ	オ　病床の種別ごとの病床数 カ　プログラム責任者 キ　研修医の処遇に関する事項 (3)　(略) 第４・第５　(略) 第６　単独型相当大学病院からの情報提供 1　(略) 2　単独型相当大学病院からの変更の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、そ

の旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に、当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 (1) ～(4) （略） (5) プログラム責任者 (6) 研修医の処遇に関する事項 (7) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 ア～オ （略） カ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名 3 単独型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式５）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 (1) （略） (2) （略） 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、毎年４月３０日までに、当該病院の大学病	の旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に、当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 (1) ～(4) （略） (5) 病床の種別ごとの病床数 (6) 研修管理委員会の構成員 (7) プログラム責任者 (8) 研修医の処遇に関する事項 (9) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項 ア～オ （略） カ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 (ｱ) 診療科名 (ｲ) 病床の種別ごとの病床数 3 単独型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式５）を作成し、次に掲げる書類を添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 (1) （略） (2) （略） (3) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式５） 4 単独型相当大学病院からの年次の情報提供 単独型相当大学病院の管理者においては、毎年４月３０日までに、当該病院の大学病

院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式５）を作成し、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付するようお願いしたいこと。	院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式５）を作成し、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）を添付するようお願いしたいこと。
第７　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供	第７　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供
1　（略）	1　（略）
2　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供	2　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供
(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。	(1) 管理型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、当該変更の生じた日から起算して１月以内に、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。
ア～エ　（略）	ア～エ　（略）
	オ　病床の種別ごとの病床数
	カ　研修管理委員会の構成員
オ　プログラム責任者	キ　プログラム責任者
カ　研修医の処遇に関する事項	ク　研修医の処遇に関する事項
キ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項	ケ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項
(ｱ)～(ｵ)　（略）	(ｱ)～(ｵ)　（略）
(ｶ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名	(ｶ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 ①　診療科名 ②　病床の種別ごとの病床数
(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次	(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式４）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次

に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。	に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。
ア～エ　(略)	ア～エ　(略)
	<u>オ　病床の種別ごとの病床数</u>
<u>オ</u>　プログラム責任者	<u>カ</u>　プログラム責任者
<u>カ</u>　研修医の処遇に関する事項	<u>キ</u>　研修医の処遇に関する事項
(3)　(略)	(3)　(略)
3　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供	3　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3)　管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。	(3)　管理型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の４月３０日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。
ア　(略)	ア　(略)
イ　(略)	イ　(略)
ウ　(略)	ウ　(略)
	<u>エ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式５）</u>
4　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供	4　大学病院のみで共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供
(1)～(2)　(略)	(1)～(2)　(略)
(3)　管理型相当大学病院の管理者においては、毎年４月３０日までに、当該病院の大学病院概況表及び臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９）と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学	(3)　管理型相当大学病院の管理者においては、毎年４月３０日までに、当該病院の大学病院概況表及び<u>次に掲げる添付書類</u>と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚

病院の大学病院概況表とを、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 第８（略）	生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。 ア　現に行っている臨床研修に係る研修プログラム イ　臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式９） 第８　（略）